

第2次森町子どもの読書活動推進計画



(平成25～29年度)

森町教育委員会

第2次森町子どもの読書活動推進計画

目 次

第1章 読書活動推進計画の意義

- 1. 子どもの読書活動推進の意義 3
- 2. 第1次計画の策定 3

第2章 第2次森町子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

- 1. 第2次計画策定計画の目的と趣旨 3
- 2. 基本的な考え方 4
 - (1) 国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」 4
 - (2) 北海道の「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」 4
 - (3) 状況 4
- 3. 森町の現状 5
 - (1) 森町の図書館利用状況 6

第3章 読書活動推進計画の背景

- 1. 計画の目標 8
- 2. 計画の期間 8
- 3. 計画の対象 8

第4章 読書活動推進のための取り組み

- 1. 家庭・地域における読書活動の推進 9
- 2. 学校における読書活動の推進 9
- 3. 図書館における読書活動の推進 10
- 4. 関係機関の連携・協力における読書活動の推進 10
- 5. 読書活動を推進するための諸条件の整備・充実 10
- 6. 子どもの読書活動を推進するための啓発・広報 10

資 料

- 1. 子どもの読書活動の推進に関する法律 11
- 2. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次） 14
- 3. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）概要
- 4. 用語の説明 15

第1章 読書活動推進計画の意義

1. 子どもの読書活動推進の意義

子どもにとって本を読むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力やコミュニケーションを高め、想像力を豊かなものにし、思いやりのある豊かな心をはぐくむなど、人生を深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。また、生涯にわたって読書を生活の一部としていくためには、幼少期の頃から年代に適した良い本と出会えるように、大人が多種多様な本の中から質の高い優れた本を子どもに手渡し、読書の楽しみを伝えていくことが重要になっています。そのためにも、家庭・地域・幼児施設・学校・ボランティア団体・図書館などが連携・協力し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2. 第1次計画の策定

「子ども読書活動の推進に関する法律」※₁は平成13年12月に施行され、第9条第2項に「市町村は、子ども読書活動基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画※及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。」と定められています。

森町は、平成20年3月に第1次となる「森町子どもの読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもが、読書活動をより身近で親しみやすいものとするために、家庭・地域・学校・図書館などが連携し協力しあって、読書環境の整備のために施策を示しました。

※別添資料

第2章 第2次森町子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1. 第2次計画策定の目的と趣旨

「(第1次) 森町子どもの読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動推進に関する法律」(平成13年12月法律第154号)に基づき、子どもの読書環境の改善を図り、読書活動を推進するため、平成20年3月に平成24年度までの5か年の計画として策定しました。

第1次計画については、平成24年度で満了となるため、引き続き森町の子どもの読書活動推進のために、「第2次森町子どもの読書活動推進計画」を策定し、よりきめ細やかな子どもの読書環境の充実に努めていくものです。

さらに一層、家庭・地域・幼児施設・学校・ボランティア団体・図書館などが連携・協力し、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2. 基本的な考え方

第2次計画では、次の2項で示された国と北海道の考え方に基づき策定しました。

(1) 国

「子ども読書活動推進に関する基本的な計画（第二次）」※別添資料

国においては、計画改定が行われ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定されました。今後概ね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。ここでは、多様な情報提供を通じた家庭における読書活動への理解の促進、地域における読書環境の格差の改善、「学校図書館整備計画」を踏まえた学校図書館標準の達成を目指した図書整備、司書教諭※2の発令の促進など、家庭・地域・学校それぞれにおける具体的取組について整理した内容となっています。

(2) 北海道

「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」※3、別添資料北海道においては平成15年の「北海道子どもの読書活動推進計画」※4に続き、平成20年に新たな「北海道子どもの読書活動推進計画―次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン―」が策定されました。この計画は、「北海道教育推進計画」の個別計画として、子どもの読書活動推進のため、学校・図書館などの関係機関、民間団体、事業者などの緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で本道の子どもの読書活動の推進に取組む方向性を示したものとなっています。

(3) 状況

① 社会の状況

現代は、テレビ・DVD・インターネット・携帯電話・携帯ゲーム機などの情報メディアの発達・普及により情報化が急激に進み、子どもでも大量の情報を手軽に利用できる環境にあります。そのため、子どもが膨大で雑多な情報の洪水にさらされる危険性をもっています。そうした様々な情報の中から正しい情報を読み取る力を養うことが必要です。また、テレビやゲームなどに時間を費やすことにより、外で友達と遊んだり、読書や勉強する時間が減少し、子どもの発育に及ぼす影響も懸念されています。

② 全国的な状況

第58回読書調査※（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月（平成24年5月）に読んだ本の冊数及び本を読まなかった子どもの調査結果は、第57回調査と比べ小学生・中学生の読書冊数は増加、高校生は微減傾向となっております。一方で、本を読まなかった子どもは（不読者）、小学生は減少し、中学生、高校生は増加しております。読書活動が定着しているとは言い切れない現状があります。

読書冊数(冊)	小学生 10.5 (9.9)	中学生 4.2 (3.7)	高校生 1.6 (1.8)
不読率(%)	小学生 4.5 (6.2)	中学生 16.2 (16.4)	高校生 53.2 (50.8)

※（ ）内は、平成23年5月の調査結果。

※読書調査とは、毎日新聞主催により全国学校図書館協議会と共同で、全国の小・中・高等学校の児童及び生徒の読書状況について毎年調査を行っています。

3. 森町の現状

第1次子どもの読書推進計画策定の前年度である平成19年度と第2次子どもの読書推進計画策定着手時点である平成23年度との比較をしました。

	人口 (人)	児童生徒数 (人)	児童生徒数 /人口×100 (%)	児童生徒登録者数 (人)	児童生徒登録者数 /登録者数×100 (%)
平成23年度	17,920	1,801	10.05	467	25.93
平成19年度	18,977	1,883	9.92	493	26.18

平成23年度 児童生徒登録者数内訳は、(小学生356人・中学生82人・高校生29人=467人)

平成19年度 児童生徒登録者数内訳は、(小学生353人・中学生104人・高校生36人=493人)

※人口は各年4月1日現在、児童生徒数は各年5月1日現在(児童生徒は小・中・高生を対象)

	図書購入費 (千円)	購入冊数 (冊)	購入児童書 冊数 (冊)	購入児童書冊数/ 購入冊数×100 (%)	蔵書数 (冊)	児童書 蔵書数 (冊)	児童書蔵書数/ 蔵書数×100 (%)
平成23年度	3,723	2,392	809	33.82	78,795	24,038	30.51
交付金	3,723	908	515	56.72			
合計	7,446	3,300	1,324	40.12	78,795	24,038	30.51

平成19年度	3,917	2,492	813	32.62	73,166	20,276	27.71
--------	-------	-------	-----	-------	--------	--------	-------

	貸出冊数 (冊)	児童書貸出 冊数 (冊)	児童書貸出冊数/ 貸出冊数×100 (%)	(a) /貸出冊数×100 (%)		
				(a)=小学生貸出冊数	(a)=中学生貸出冊数	(a)=高校生貸出冊数
平成23年度	69,874	27,405	39.22	21.42	2.53	0.69
平成19年度	64,587	25,121	38.89	17.84	2.77	0.67

平成23年度学年別貸出冊数の内訳は、(小学生14,967冊・中学生1,767冊・高校生479冊)

平成19年度学年別貸出冊数の内訳は、(小学生11,522冊・中学生1,821冊・高校生433冊)

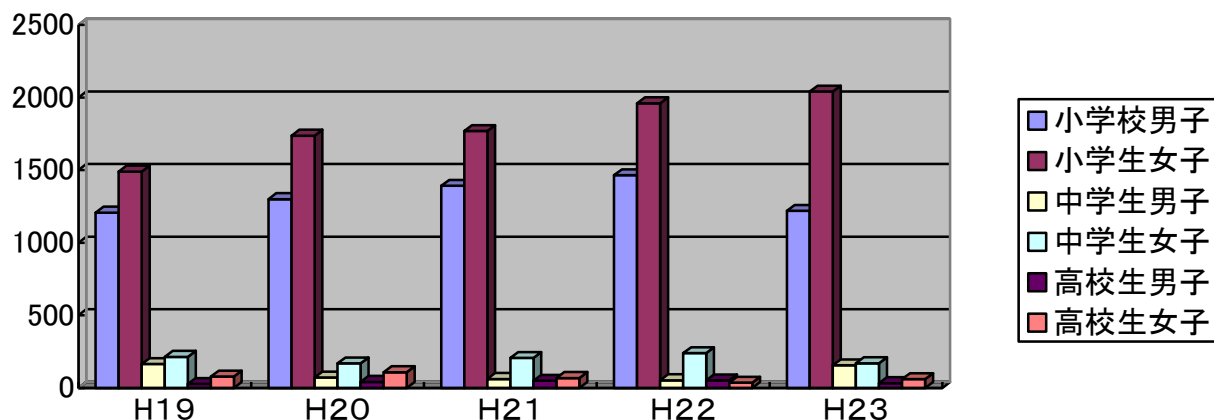
※児童書貸出冊数=小学生貸出冊数と一般・児童書貸出冊数の合計

平成19年度と平成23年度の児童生徒の動向を比較すると、図書館登録者数の割合に大きな変化は見られません。平成23年度の図書購入については、地域活性化対策費の住民生活に光をそそぐ交付金※5(3,723千円)により別途専門書等を購入したところです。また、従来の図書購入費は平成19年度と比べ194千円減少しましたが、購入冊数は、808冊の増加が見られます。また、注目すべきところは、少子化、人口減少の進む中で貸出冊数が2,284冊増加した点です。これは小学生の貸出冊数が増加したことによるものと分析できます。総体的に小学校から中学、高校へと進むにつれ図書館の利用が減少する傾向にあります。これは学校生活が忙しくなり、興味や行動半径の拡大により読書への興味が薄れるためと思われます。しかし、この時期は教養を身に付け、個性を磨き、想像力や判断力をはぐくむと同時に、読書をする根気を養って、生涯にわたる読書習慣を身に付ける大切な時期でもありますので家庭の協力が不可欠です。

(1) 森町の図書館利用状況

当町では、小学生に関しては、読み聞かせや月ごと・半年ごと・年間の個人別の貸し出し冊数を集計し、「だれが一番読んだかな」という統計を、氏名、読書冊数、学校名・学年を図書館に掲示したり、「今月の本棚」で知らせることで多少でも読書に関心を示してもらう効果があるかと推測されますが、中学・高校生については生涯にわたる読書習慣を身に付ける大切な時期であるにもかかわらず利用が低迷しています。近年の動向は下記のとおりです。

① 図書館の利用者数（平成19年度から平成23年度：人）

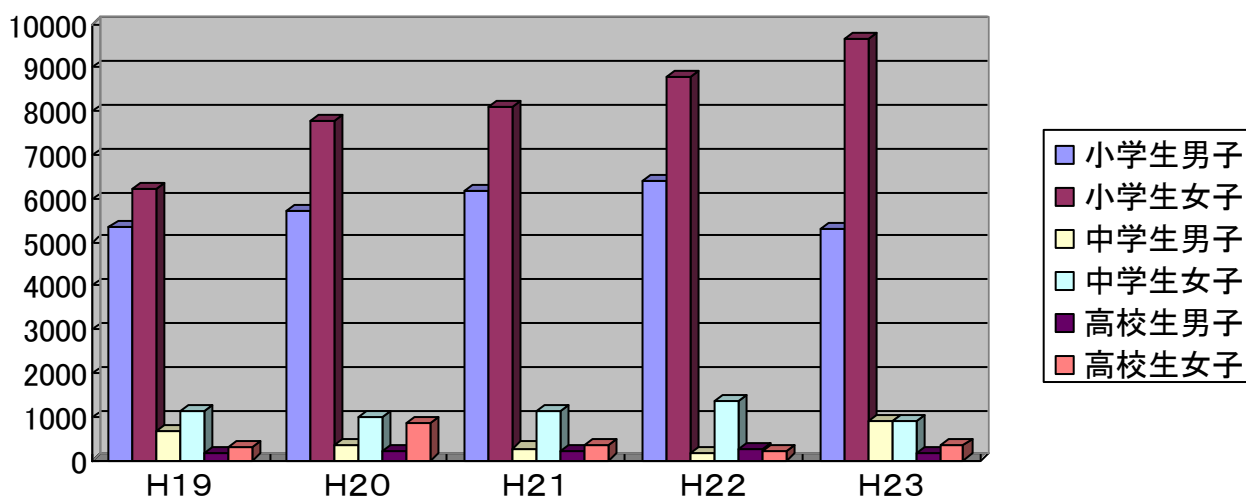


(人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学生男子	1,207	1,300	1,391	1,464	1,219
小学生女子	1,489	1,737	1,769	1,960	2,040
中学生男子	164	71	61	53	155
中学生女子	213	168	206	239	169
高校生男子	27	41	49	51	33
高校生女子	78	108	68	36	60
計	3,178	3,425	3,544	3,803	3,676

1. 小学生は、平成19年度から平成22年度まで順調に増加しているが、平成23年度は前年度より若干減少している。
2. 中学生は、平成19年度をピークに一時減少したが、近年は増加傾向にある。
3. 高校生は、平成20年度をピークに減少したが、近年は若干増加している。

② 図書館の図書利用状況（平成19年度から平成23年度：冊）



(冊)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学生男子	5,326	5,723	6,173	6,385	5,318
小学生女子	6,196	7,765	8,112	8,787	9,649
中学生男子	660	357	273	179	878
中学生女子	1,127	964	1,138	1,343	889
高校生男子	143	205	194	271	157
高校生女子	290	828	353	226	322
計	13,742	15,842	16,243	17,191	17,213

1. 小学生は、平成19年度から順調に増加しているが、平成23年度は前年度より若干減少している。
2. 中学生は、平成19年度をピークに一時減少したが、近年は増加傾向にある。
3. 高校生は、平成20年度をピークに減少している。

3章 子どもの読書活動推進計画の背景

1. 計画の目標

- ① 子どもの読書活動の環境整備
- ② 子どもの読書に親しむための機会提供
- ③ 子どもの読書活動の啓発活動

2. 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5か年とし、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象

0歳からおおむね18歳までの子どもを対象とします。

第4章 読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域における読書活動の推進

子どもの読書習慣は乳幼児期からの日常の家庭環境から育まれます。そのため子どもの生活の中に本とふれあう読書環境づくりが必要です。

また、子どもに「読みたい」「読んであげたい」という意識をおこさせるような本を身近に整備する読書環境作りを推進します。

また、子どもたちの読書活動を推進する地域のサークルを育成する取り組みも必要です。
《推進方策》

- ①乳幼児期からの読み聞かせなど、読書活動の啓発の推進
- ②移動図書配本所※6での図書コーナーの充実
- ③「読み聞かせ会」※7などのボランティアサークルの育成と読書活動の奨励
- ④読み聞かせ講習会の開催による読み聞かせなどの啓発の推進

2. 学校における読書活動の推進

小学校・中学校・高等学校それぞれの段階での読書指導は、児童生徒が本に親しみ、読書活動を身につけさせる上で大切なことです。

また、学校図書館の利用向上を図るためには、児童生徒相互に本を紹介しあったり、読後感想を交流しあったりする機会の設定などが重要です。

学校図書館は、子どもたちの総合的な学習を支えるための「学習情報センター」であり、子どもたちのオアシスとしての「読書センター」の機能を十分に発揮することが大切です。そのためにも、学校図書館の整備・充実を進めるための対策が必要となってきました。

《推進方策》

- ① 読書タイムの設置※8、読書目標などを設定することにより、子どもたちへの読書の促進ならびに読書習慣の継続の奨励
- ② 子どもたちの読書意欲を高揚させるような資料の整備や、図書委員会の活動の中で児童生徒相互に本の紹介や感想の交流ができる機会の設定の推進

3. 図書館における読書活動の推進

地域の図書館が「ブックスタート事業」※9をはじめ読み聞かせなどを通して、家庭・地域・学校などと連携、協力して子どもの読書活動の充実を推進します。

《推進方策》

- ① 保健センターと連携した、6か月健診時における「ブックスタート事業」の実施
- ② 現在、約450冊所蔵している「赤ちゃんコーナー」の拡充を図る
- ③ 「総合的な学習」※10に対応した図書・資料の整備と活用の促進やレファレンスサービス※11の充実
- ④ 「子ども読書の日（4月23日）」※12や「子どもの読書週間※13（4月23日～5月12日）」についての住民への理解・周知の促進と事業の実施
- ⑤ 幼稚園・保育所などへの絵本や児童図書※14の配本の実施
- ⑥ 園児・児童生徒などの図書館見学と利用の促進

- ⑦ 乳幼児から小学校低学年までを対象にした図書館利用をすすめる案内や冊子などの作成と配布
- ⑧ 中学校、高校が行っている職場体験を通しての啓発
- ⑨ 図書館まつり（青空図書館※15・本の交換市※16 やボランティアによる読み聞かせ、あそびの広場※17）などの実施
- ⑩ 中学生による「総合的な学習」の受入実施

4. 関係機関の連携・協力における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するために、学校・図書館・関係機関が連携し、子どもたちがいつでもどこでも図書に親しめるような生活環境の整備が必要です。

《推進方策》

- ① 幼稚園・保育所・学校への図書館利用の促進のための施設利用見学等を通じた連携の強化
- ② ヤングアダルト（YA）※18、大型絵本※19 のリストを作成し学校、保育所等に配布して読書活動の推進
- ③ 保健センターで行われる6か月健診時に実施している「ブックスタート事業」における図書館利用案内、事業案内、赤ちゃん絵本リストの配付

5. 読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

子どもの読書要求に応えるには、読書意欲をかきたてるような豊富で多様な図書・資料の整備が必要です。

それぞれの施設整備の充実はもとより、既存の施設・設備も有効利用できるような連携体制の整備が必要です。

《推進方策》

- ① 学校図書館の整備・充実
- ② 図書館の児童コーナーの整備と図書・資料の充実
- ③ 幼稚園・保育所・学校などへの移動図書配本活動の継続及び強化
- ④ 公民館図書室との連携

6. 子どもの読書活動を推進するための啓発・広報

子どもの読書活動を推進するため、その意義や大切さを理解し、関心を高めるように様々な方法で啓発することが必要です。

《推進方策》

- ① 「広報もりまち」「もりの教育」をはじめとした広報誌等の配布及び森町公式ホームページを活用した新刊図書案内や事業案内などの情報提供と意識啓発の継続
- ② 読書活動を啓発する事業の実施と子ども向け利用案内の作成と配布

資 料

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日施行）

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日）

（法律第百五十四号）

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における付帯決議

政府は、本法施工に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができ

る環境作りのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

1 基本計画策定の根拠

(1) 平成13年12月に議員立法により制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(資料1)に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定・公表

(2) 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進

(3) おおむね5年間（平成14年度～平成18年度）にわたる施策の基本的方向と具体的な方策

2. 基本計画の概要

(1) 家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供

- ① 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- ② 図書館等でお話会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
- ③ 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- ④ 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- ⑤ 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書週間の確立

(2) 図書資料の整備などの諸条件の整備・充実

- ① 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
- ② 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- ③ 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- ④ 学校図書館整備5カ年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5か年で総額約650億円の地方交付税措置
- ⑤ 学校図書館の情報化の推進
- ⑥ 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

(3) 学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携協力した取組の推進

図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館との連携協力。地域の推進体制の整備等

(1) 社会的気運醸成のための普及・啓発

- ① 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- ② 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

(2) 本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるよう努める

4. 用語の説明

用語※1【子どもの読書活動推進に関する法律】・・・平成13年12月に公布され、子ども（概ね18歳以下）の読書活動の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすると共に、政府が基本計画を策定・公表することや4月23日を「子ども読書の日」と制定した。全国各地で子ども読書に関する催しが行われる。

用語※2【司書教諭】・・・司書教諭とは、学校図書館において、児童・生徒の読書指導をする先生であり、図書館における司書と同様、書籍の購入計画・整理や貸し出しなどの管理業務を行う教諭のことである。学校図書館法第5条で12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられている。

用語※3【次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン】・・・北海道の政策の基本的な方向を総合的に示す教育分野の計画である「北海道教育推進計画」の施策項目の一つに位置付け、北海道子供読書推進計画の5年間の成果と課題を踏まえ、新たに北海道で策定された計画。

用語※4【北海道子どもの読書推進計画】・・・子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されたのを受け、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりの施策を推進するために北海道が定めた計画。

用語※5【地域活性化対策費の住民生活に光をそそぐ交付金】・・・国の単年度の交付金事業で地域の活性化を図るため、平成22年度に臨時的交付金として繰越明許費として平成23年度に使用。

用語※6【移動図書配本所】・・・図書館を中心に概ね半径1km以上離れた、小学校、幼稚園、保育所、郵便局等の公共施設等を対象に、月1回読書普及活動の一環として配本サービスを実施。（現在21ヶ所）

用語※7【読み聞かせ】・・・主として乳幼児から小学生の子どもに対して、読者がともに絵本などを見ながら読んで聞かせること。ボランティアや図書館職員、教師による読み聞かせ。

ボランティアによる読み聞かせは次のとおり。（毎月）

毎月第1第3土曜日～おやこころの会

毎月第2第4土曜日～はらぺこあおむし

用語※8【読書タイム】・・・朝の読書として学校で行う読書の時間を指す。朝の10数分、児童・生徒が持参した本を読み、読書習慣を身に付けるきっかけ作りとして取り入れている学校が多い。

用語※9【ブックスタート事業】・・・乳幼児期から本に出会わせることで、読書への動機付け、親子のふれあいを深めようとする運動。森町では6か月健診時に実施し、ブックスタートパック（絵本2冊、赤ちゃん絵本所蔵リスト、布製バッグ、図書館利用案内、事業案内など）を手渡している。

用語※10【総合的な学習】・・・教科の枠や領域を超え、児童・生徒が主体的に横断的総合的な課題学習、探究的な学習を行う時間。児童生徒自らが課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成することをなどをねらいとしている。

用語※11【レファレンスサービス】・・・図書館の利用者が学習・研究・調査の目的のために必要な資料及び情報を求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料と機能を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

用語※12【子ども読書の日】・・・「子どもの読書活動推進に関する法律」第10条第2項により、4月23日を読書の日と制定した。

用語※13【子どもの読書週間】・・・子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める目的として、「子どもの読書活動推進に関する法律」第10条第2項により、「子ども読書の日」と制定した4月23日から5月5日の「子どもの日」を含んだ5月12日までの3週間。

用語※14【児童図書】・・・幼児向きの絵本や童話、児童文学など、少年少女向きの書物を総称していう。そのほか、古典や名作文学を児童向きに改作したり、その一部を抽出したもの、用語・用字のみを平易にしたものなども含まれる。

用語※15【青空図書館】・・・青空の下で親と子が一緒に読書に親しむ機会を設け、より一層の読書の習慣化を図るとともに、豊かな情操の形成に資することを目的とする。

用語※16【本の交換市】・・・家庭で読み終わり、眠っている本を持ち寄り、お互い交換しあい有効活用を図るとともに、本に親しむ生活を奨励することを目的とする。

用語※17【あそびの広場】・・・図書館では年3回（春休み、図書館まつり、読書週間）子どもを対象に絵本の読み聞かせや折り紙あそび、伝承あそびを実施。

用語※18【ヤングアダルト】・・・ヤングアダルト（YA）とは、中高生ぐらいの十代の若者を指す言葉。「子どもの本では、物足りない。大人の本ではわからない。」そういった世代に向けて、YAコーナーを設置している。

用語※19【大型絵本】・・・一度に大勢の子どもたちを対象に読み聞かせをするために、作者の許可を得て拡大制作された絵本。その他に行事用読み聞かせ関連では、エプロンシアター※19-1紙芝居※19-2も所蔵している。

用語※19-1【エプロンシアター】・・・エプロンを使った幼児向けの劇。ポケットやマジックテープなど、さまざまな仕掛けがついたエプロンを劇場に見立て、人形を使ってお話を展開する表現遊び教材。

(19-1)

